

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 6 月 5 日 (金) 第112号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更 (森づくり推進課取扱い) 2
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- 漁業の免許内容等の事前決定 (水産振興課取扱い) 3
- 団体営土地改良事業に係る換地処分 (2件) (農地整備課取扱い) 4
- 基本測量の実施 (2件) (監理課取扱い) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 4
- 歳入の徴収事務の委託 (港湾空港課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 5

### 公 告

- 落札者等の公告 (総務事務センター取扱い) 5

### 人 事 委 員 会 告 示

- 簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報の一部改正 (総務課取扱い) 6

## 告 示

### 鹿児島県告示第570号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和2年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南さつま市加世田津貫字音ヶ瀧1897番, 字大谷1898番1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については, 主伐は, 択伐による。  
字音ヶ瀧1897番 (次の図に示す部分に限る。), 字大谷1898番1
    - イ その他の森林については, 主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は, 省略し, その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部

森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第571号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和2年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
鹿児島市喜入一倉町11620番26（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第572号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和2年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
いちき串木野市川上字下木場935番3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鹿児島県告示第573号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成元年4月26日鹿児島県告示第923号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第574号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和2年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
有村 俊博	出水郡医師会広域医療センター	阿久根市赤瀬川4513	循環器科	令和2年5月26日
岡田 朋久	出水郡医師会広域医療センター	阿久根市赤瀬川4513	脳神経外科	令和2年5月26日
上野 雄一	出水郡医師会広域医療センター	阿久根市赤瀬川4513	消化器科	令和2年5月26日
松永 愛香	独立行政法人国立病院機構南九州病院	姶良市加治木町木田1882	小児科	令和2年5月26日
久保 拓也	独立行政法人国立病院機構指宿医療センター	指宿市十二町4145	内科	令和2年5月26日
高杉 香志也	医療法人沖繩徳洲会与論徳洲会病院	大島郡与論町茶花403-1	内科	令和2年5月26日
川越 真理	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	泌尿器科	令和2年5月26日
楢松 貴成	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	小児科	令和2年5月26日
鶴木 泰自	独立行政法人国立病院機構南九州病院	姶良市加治木町木田1882	呼吸器科	令和2年5月26日
有村 洋	ありむら糖尿病・甲状腺・内科クリニック	薩摩川内市御陵下町23番7号	内科	令和2年5月26日

鹿児島県告示第575号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

令和2年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場番号、漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び漁場の区域  
別表のとおり

(2) 免許の有効期間

免許の日から令和5年8月31日まで

2 制限又は条件

別表のとおり

3 免許予定日

令和2年10月1日

4 免許申請期間

令和2年8月3日から同月14日まで

5 地元地区

別表のとおり

別表

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿定第26	定置漁業	雑魚定置	1月1日	南さつま	基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれ	漁具群の外角に電灯その他	南さつま市坊津町



道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内串木野線	いちき串木野市羽島字アジロヶ迫255番1地先から 同市荒川字堂山平676番1地先まで	令和2年 6月5日

## 鹿児島県告示第581号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 歳入の種類

鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）別表第2に定める鹿児島港本港区及び中央港区一般駐車場使用料国際旅客船乗客送迎用バス

## 2 委託の相手方

鹿児島市名山町4番3号

公益財団法人鹿児島県地域振興公社

## 3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

## 大隅地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和2年6月5日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所 さくら	鹿屋市吾平町上 名6330番地12	有限会社杉本建 設	鹿屋市吾平町上 名6330番地12	杉本 博実	令和2年 4月30日	居宅介護 ・重度訪 問介護

## 公 告

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

庶務事務システム保守運用業務

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県総務部総務事務センター企画管理係

鹿児島市鴨池新町10番1号

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年3月27日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士電機株式会社九州支社

福岡市博多区店屋町5番18号

- 5 随意契約に係る契約金額  
32,340,000円
- 6 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

## 人事委員会告示

### 鹿児島県人事委員会告示第1号

平成15年4月1日鹿児島県人事委員会告示第1号（簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

令和2年6月5日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

表中「鹿児島県職員採用上級試験」を「鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）」に、「鹿児島県職員採用中級試験」を「鹿児島県職員採用試験（短大卒業程度）」に、「鹿児島県職員採用初級試験」を「鹿児島県職員採用試験（高校卒業程度）」に、「身体障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験」を「障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験」に、「鹿児島県民間企業等職務経験者職員採用試験」を「鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）」に改める。